

令和 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所 (居所)											
	氏名	個人番号										
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
(摘要)												
商品先物取引 業者又は金融 商品取引業者等	所在地											
	名称	法人番号										
		(電話)										
整理欄		①	②									

347

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

令和 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所 (居所)											
	氏名	個人番号										
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
(摘要)												
商品先物取引 業者又は金融 商品取引業者等	所在地											
	名称	法人番号										
		(電話)										
整理欄		①	②									

347

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

令和 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所 (居所)											
	氏名	個人番号										
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
(摘要)												
商品先物取引 業者又は金融 商品取引業者等	所在地											
	名称	法人番号										
		(電話)										
整理欄		①	②									

347

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

令和 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所 (居所)											
	氏名	個人番号										
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額	手数料等の額	決済年月日								
数量	決済時の約定価格等	千円	円	銭	限月等	年	月	日				
(摘要)												
商品先物取引 業者又は金融 商品取引業者等	所在地											
	名称	法人番号										
		(電話)										
整理欄		①	②									

347

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

## 【先物取引に関する支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備考

- この支払調書は、居住者及び所得税法施行規則第 90 条の 5 の恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引（法第 224 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する商品先物取引（以下この表において「商品先物取引」という。）若しくは外国商品市場取引（以下この表において「外国商品市場取引」という。）若しくは同項第 3 号に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「店頭商品デリバティブ取引」という。）、同項第 4 号に規定する市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは同項第 6 号に規定する店頭デリバティブ取引又は同項第 7 号に規定する有価証券（以下この表において「カバードワラント」という。）の取得をいう。以下この表において同じ。）について、当該商品先物取引若しくは外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の差金等決済（同条第 2 項に規定する差金等決済をいう。以下この表において同じ。）、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引の差金等決済又はカバードワラントの差金等決済をした場合における当該先物取引について使用することとし、商品先物取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引、第 90 条の 5 第 2 号に規定する市場デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引」という。）、同号に規定する外国市場デリバティブ取引（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。）、同号に規定する店頭デリバティブ取引（以下この表において「店頭デリバティブ取引」という。）、市場暗号資産デリバティブ取引（同条第 3 号に規定する暗号資産デリバティブ取引（以下この表において「暗号資産デリバティブ取引」という。）のうち法第 224 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する市場デリバティブ取引に該当するものをいう。4（7）において同じ。）、外国市場暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち同号に規定する外国市場デリバティブ取引に該当するものをいう。4（7）において同じ。）、店頭暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち同項第 6 号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。4（7）において同じ。）、上場カバードワラント（金融商品取引法第 2 条第 1 6 項に規定する金融商品取引所に上場されているカバードワラントをいう。以下この表において同じ。）又は店頭カバードワラント（上場カバードワラント以外のカバードワラントをいう。以下この表において同じ。）ごとに作成すること。
- この支払調書を、商品先物取引若しくは外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「商品先物取引等」という。）の差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。
  - 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（3(1)、4(1)及び 5(1)において「個人番号」という。）を記載すること。
  - 「先物取引の種類」の欄には、商品先物取引等の差金等決済を行った商品取引所（商品先物取引法第 2 条第 4 項に規定する商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。）及び商品名について、東商バージガソリン、堂島とうもろこし、NYMEX 原油のように記載すること。
  - 「決済の方法」の欄には、商品先物取引等の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
  - 「決済損益の額」の欄には、商品先物取引等の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
  - 「手数料等の額」の欄には、商品先物取引等の差金等決済に係る取引の手数料等（商品先物取引法施行規則第 100 条の 5 に規定する手数料等をいう。）の額の合計額を記載すること。
  - 「決済年月日」の欄には、商品先物取引等の差金等決済をした年月日を記載すること。
  - 「数量」の欄には、差金等決済をした商品先物取引等の数量及びその単位を記載すること。
  - 「決済時の約定価格等」の欄には、商品先物取引等の差金等決済により成立した商品先物取引法施行規則第 109 条第 1 項第 2 号に掲げる対価の額又は約定価格等を記載すること。
  - 「限月等」の欄には、差金等決済をした商品先物取引等の限月を記載すること。
  - (2) から (9) までの欄には、商品先物取引等の種類別に当該商品先物取引等の差金等決済ごとに記載すること。
  - 「摘要」の欄には、商品先物取引の差金等決済について提出する場合にあっては「商品先物取引に関する支払調書」と、外国商品市場取引の差金等決済について提出する場合にあっては「外国商品市場取引に関する支払調書」と、店頭商品デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「店頭商品デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。
  - 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
  - 商品先物取引等の差金等決済をした者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- この支払調書を、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引等」という。）の差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。
  - 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び個人番号を記載すること。
  - 「先物取引の種類」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済を行った金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。4(2)において同じ。）及び商品名について、大阪ミニ 225、大阪 TOPIX、大阪長国 OP-c、大阪日経 225 OP-p、大阪 NY ダウ、大阪金（標準）、為替証拠金米ドル/円、円 3 ヶ月金利、円 3 ヶ月金利 OP、CME 日経 225 先物（円建て）のように記載すること。
  - 「決済の方法」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄、決済のように記載すること。
  - 「決済損益の額」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。

なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。

- (5) 「手数料等の額」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済に係る取引の手数料等（金融商品取引業等に関する内閣府令第74条第1項に規定する手数料等をいう。以下この表において同じ。）の額の合計額を記載すること。
  - (6) 「決済年月日」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済をした年月日を記載すること。
  - (7) 「数量」の欄には、差金等決済をした市場デリバティブ取引等の数量及びその単位を記載すること。
  - (8) 「決済時の約定価格等」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済により成立した対価の額又は約定数値（金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第5号に掲げる対価の額又は約定数値をいう。以下この表において同じ。）を記載すること。
  - (9) 「限月等」の欄には、差金等決済をした市場デリバティブ取引等の限月を記載すること。
  - (10) (2)から(9)までの欄には、市場デリバティブ取引等の種類別に当該市場デリバティブ取引等の差金等決済ごとに記載すること。
  - (11) 「摘要」の欄には、市場デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「市場デリバティブ取引に関する支払調書」と、外国市場デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「外国市場デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「店頭デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。
  - (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
  - (13) 市場デリバティブ取引等の差金等決済をした者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- 4 この支払調書を、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合には、この支払調書の表の「先物取引に関する支払調書」の次に「(暗号資産デリバティブ取引用)」の字句を付記し、次の要領により記載すること。
- (1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び個人番号を記載すること。
  - (2) 「先物取引の種類」の欄には、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名を記載すること。
  - (3) 「決済損益の額」の欄には、その年中に暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益の額の合計額から損失の額の合計額を控除した金額を記載すること。なお、当該金額が零を下回る場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
  - (4) 「手数料等の額」の欄には、その年中に行った暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額を記載すること。
  - (5) (2)から(4)までの欄には、暗号資産デリバティブ取引の種類別に記載すること。
  - (6) 「決済の方法」の欄、「決済年月日」の欄、「数量」の欄、「決済時の約定価格等」の欄、「限月等」の欄は、記載を要しない。
  - (7) 「摘要」の欄には、市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、外国市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「外国市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「店頭暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。
  - (8) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
  - (9) 暗号資産デリバティブ取引の差金等決済をした者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- 5 この支払調書を、カバードワラントの差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。
- (1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び個人番号を記載すること。
  - (2) 「先物取引の種類」の欄には、カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び商品名を記載する。
  - (3) 「決済の方法」の欄には、カバードワラントの差金等決済の方法について、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
  - (4) 「決済損益の額」の欄には、カバードワラントの差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
  - (5) 「手数料等の額」の欄には、カバードワラントの差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額を記載すること。
  - (6) 「決済年月日」の欄には、カバードワラントの差金等決済をした年月日を記載すること。
  - (7) 「数量」の欄には、差金等決済をしたカバードワラントの数量及びその単位を記載すること。
  - (8) 「決済時の約定価格等」の欄には、カバードワラントの差金等決済により成立した対価の額又は約定数値を記載すること。
  - (9) 「限月等」の欄には、差金等決済をしたカバードワラントの最終売買日を記載すること。
  - (10) (2)から(9)までの欄には、カバードワラントの銘柄別に当該カバードワラントの差金等決済ごとに記載すること。
  - (11) 「摘要」の欄には、上場カバードワラントの差金等決済について提出する場合にあっては「上場カバードワラントに関する支払調書」と、店頭カバードワラントの差金等決済について提出する場合にあっては「店頭カバードワラントに関する支払調書」と、それぞれ記載すること。
  - (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
  - (13) カバードワラントの差金等決済をした者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- 6 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。